第五章　資金流出
第一節　資金流出額（第十八条）
第二節　リテール無担保資金調達に係る資金流出額（第十九条―第二十五条）
第三節　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（第二十六条―第三十一条）
第四節　有担保資金調達等に係る資金流出額（第三十二条・第三十三条）
第五節　デリバティブ取引等に係る資金流出額（第三十四条―第四十四条）
第六節　資金調達プログラムに係る資金流出額（第四十五条）
第七節　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額（第四十六条・第四十七条）
第八節　資金提供義務に基づく資金流出額（第四十八条）
第九節　偶発事象に係る資金流出額（第四十九条―第五十三条）
第十節　その他資金流出額（第五十四条―第六十条）
第六章　資金流入
第一節　資金流入額（第六十一条）
第二節　有担保資金運用等に係る資金流入額（第六十二条・第六十三条）
第三節　貸付金等の回収に係る資金流入額（第六十四条・第六十五条）
第四節　有価証券償還に係る資金流入額（第六十六条）
第五節　デリバティブ取引等に係る資金流入額（第六十七条）
第六節　その他資金流入額（第六十八条―第七十三条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　連結子法人等　銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であって、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。

二　基準日　次条に規定する連結流動性カバレッジ比率又は第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率の算出の際に基準とする日をいう。

三　運用上の要件　第十五条に規定する自由処分性、第十六条に規定する管理の適正性及び第十七条に規定する自由移動性をいう。

四　適格レベル1資産　レベル1資産（第九条第一項に規定するレベル1資産をいう。第七号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

五　適格レベル2A資産　レベル2A資産（第十条第一項に規定するレベル2A資産をいう。第七号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

六　適格レベル2B資産　レベル2B資産（第十一条第一項に規定するレベル2B資産をいう。次号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

七　流動資産　レベル1資産、レベル2A資産及びレベル2B資産を総称したものをいう。

八　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利並びに譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。第四十号において同じ。）の預金証書をいう。

九　中央銀行等　日本銀行及び外国中央銀行等（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等をいう。第十五号及び第三十三条において同じ。）をいう。

十　レポ形式の取引等　担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（中央銀行有担保資金取引を除く。）をいう。

十一　中央銀行有担保資金取引　中央銀行等との間で行われる担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（有価証券に該当しない資産を用いる取引を含む。）をいう。

十二　受入資産　レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が取引相手方から受け入れている資産をいう。

十三　差入資産　レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が取引相手方に差し入れている資産をいう。

十四　適格流動資産　適格レベル1資産、適格レベル2A資産及び適格レベル2B資産を総称したものをいう。

十五　銀行券　日本銀行法第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券及び同項の規定に相当する外国の法令の規定により外国中央銀行等が発行する銀行券をいう。

十六　中央政府　日本政府及び外国政府をいう。

十七　中央政府以外の公共部門　次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

イ　我が国の地方公共団体

ロ　地方公共団体金融機構

ハ　我が国の政府関係機関（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関をいう。）

ニ　土地開発公社

ホ　地方住宅供給公社

ヘ　地方道路公社

ト　外国の中央政府以外の公共部門（自己資本比率告示第一条第三十六号ヘに規定する外国の中央政府以外の公共部門をいう。）

十八　リスク・ウェイト　自己資本比率告示第六章第二節に定める標準的手法（自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。第四十三号イ(2)及び第十三条第四項において同じ。）におけるリスク・ウェイトをいう。

十九　金融機関等　金融機関（自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関をいう。）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者を除く。）をいう。

二十　子会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十一　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十二　流動性ストレス時　銀行若しくは連結子法人等固有又は市場全体の要因により、銀行又は連結子法人等の資金の流出及び資金調達能力の低下が顕著な規模で生じている状態が継続する場合をいう。

二十三　デリバティブ取引等　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引その他これらに類するもの（選択権付債券売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条第一項第九号に規定する選択権付債券売買をいう。）を含む。）をいう。

二十四　担保掛目　デリバティブ取引等に係る契約における担保又はレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引に係る契約における差入資産若しくは受入資産の種類ごとに契約において定められた料率であって、資産の時価又は額面額に乗じることで当該契約における担保価値を算出するためのものをいう。

二十五　適格格付機関　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）第二条各号に掲げる格付機関をいう。

二十六　長期個別格付　適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超える債務が履行される確実性を示すものをいう。